

議案第76号

一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例案

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項、第4項及び第5項並びに第204条第2項及び第3項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職の非常勤の職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の受ける給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外)

第2条 会計年度任用職員については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の規定は適用しない。

(給与の種類)

第3条 会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、産業教育手当、定時制教育手当、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 会計年度任用短時間勤務職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

(給与の支払)

第4条 この条例に基づく給与は、通貨で、直接会計年度任用職員に支払うものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料等)

第5条 会計年度任用職員には、所定の勤務日又は勤務時間による勤務に対し、その

者の職務と責任に応じて、給料又は報酬（以下「給料等」という。）を支給する。

2 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）の給料の額は、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、職員の給与に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の給料との権衡を考慮して市規則で定める。

3 会計年度任用短時間勤務職員の報酬の額は、時間を単位とする額（以下「時間額」という。）にあつては1時間当たり10,700円、日額にあつては260,000円、月額にあつては1,300,000円を超えない範囲内において、職務の内容並びにその複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤職員の給与（給料、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に限る。）との権衡を考慮して市規則で定める。

（給料等の支給方法）

第6条 給料等は、月の初日から末日までの期間について支給するものとし、支給日及びその支給方法は、市規則で定める。

第7条 月額による給料等は、新たに会計年度任用職員となった者には、その日からこれを支給する。

2 月額による給料等を受ける会計年度任用職員が離職し、又は死亡したときは、市規則で定める場合を除き、その月の末日までの給料等を支給する。ただし、懲戒処分又は分限処分（市規則で定める事由によるものに限る。）により離職したときは、その日までの給料等を支給する。

3 月額による給料等を受ける会計年度任用職員が任期満了その他の事由により離職した場合において、即日又はその翌日に会計年度任用職員となった場合の給料等の支給については、引き続き在職するものとみなす。

4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日（所定の勤務日

でない日をいう。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に新たに給料等を支給すべき事由又は給料等の支給をしないこととすべき事由が生じた場合その他給料等の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

6 日額又は時間額による報酬は、会計年度任用短時間勤務職員の勤務日数又は勤務時間数に応じて支給する。

7 日額又は時間額による報酬を受ける会計年度任用短時間勤務職員が公務のため旅行した場合において、その間に勤務すべき日又は時間があるときは、報酬の支給については、その日又は時間に勤務したものとみなす。

(給料等の減額)

第8条 会計年度任用職員の給料等については、常勤職員の例により、減額することができる。

(手当)

第9条 会計年度任用職員(会計年度任用短時間勤務職員を除く。)には、常勤職員に支給される手当との権衡を考慮して市規則で定めるところにより、第3条第1項に規定する手当(期末手当を除く。)を支給することができる。

2 6月1日又は12月1日に在職する会計年度任用職員には、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(平成4年大阪市条例第85号)第2条第2項第1号に掲げる職員(同号に規定する特定管理職員を除く。)に支給される期末手当との権衡を考慮して市規則で定めるところにより、期末手当を支給することができる。

(退職者の給与)

第10条 会計年度任用職員が退職した場合には、常勤職員の例により、給与を支給することができる。

(公務災害補償との関係)

第11条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受けて療養のため勤務

に服さない期間については、期末手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(給与から控除することができる掛金等)

第12条 職員の給与に関する条例第27条各号に掲げる掛金等については、会計年度任用職員に給与を支給する際、会計年度任用職員の給与からこれらに相当する金額を控除することができる。

(費用弁償)

第13条 会計年度任用短時間勤務職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の定めるところにより旅費を支給する。

2 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金を負担することを常例とする会計年度任用短時間勤務職員及び通勤のため自転車その他の交通の用具で市規則で定めるものを使用することを常例とする会計年度任用短時間勤務職員については、その費用弁償として、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して市規則で定める額を支給する。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

第14条 第3条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、その額及び支給方法は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第2項の給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮して市規則で定める。

(給与を受ける権利の処分禁止)

第15条 会計年度任用職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

(施行の細目)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(人事委員会との協議)

第17条 この条例に基づく市規則（第13条第2項及び第14条に係るものを除く。）を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

一般職の非常勤の職員の受ける給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

省 略

普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公営企業等の労働関係に関する法律（抄）

附 則

1 - 4 省 略

5 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第3条第4号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「第49条まで、第52条から第56条まで」とあるのは「第49条まで」と、同条第5項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

6 - 9 省 略

地方公営企業法（抄）

（給 与）

第38条 省 略

2 - 3 省 略

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。